

2023年2月通常会議 新年度予算案(特別会計)に対する討論

2023年3月24日

立道秀彦

私は、日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま議題となっています

議案第4号 令和5年度大津市国民健康保険事業特別会計予算、

議案第7号 令和5年度大津市介護保険事業特別会計予算、

議案第8号 令和5年度大津市後期高齢者医療事業特別会計予算、

議案第12号 令和5年度大津市水道事業会計予算

に反対の立場から討論いたします。

初めに、議案第4号についてです。

国民健康保険加入者は、制度がスタートした1960年代から大きく変化し、今や年金だけが頼りの高齢者と非正規労働者が8割を占める状況になっています。そもそも所得が低い方が多く加入し、事業者負担がないため、保険料が一番高いのが国民健康保険です。しかも、この間、高齢者は頼みの年金が引き下げられ、非正規労働者は不安定な雇用状況に加え、低賃金で生活の厳しさが増えています。その上、電気代、食料品など、物価高騰が追い打ちをかけています。

大津市においては、国民健康保険加入者全体の79%が所得200万円未満の世帯となっています。2023年度の大津市の保険料は、県が示す確定計数による標準保険料率の算定結果によると、大津市がモデルとしている所得年間200万円、40歳夫婦と子ども1人の3人世帯の保険料は、2022年度の本算定では35万2,040円でしたが、2023年度の標準保険料率での算定では37万7,477円で、今の時点では2万5,437円の引上げを見込んだ予算になっています。皆さんは、この負担額をどうお考えになりますか。所得の19%、約5分の1を保険料に払い、残りの160万円で1年間生活することになります。とても命、健康を守り、人間らしく暮らせる状況ではありません。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担う国民健康保険が、他の医療保険に比べて著しく不公平で、大変重い負担になっていることは明らかです。

国は、保険制度がスタートした時点では、国民健康保険加入者は低所得者が多いこと、保険料に事業者負担がないことなどを踏まえると、相当額を国が負担する必要があるとしていましたが、1984年の法改定で国庫負担を削減したのを皮切りに、負担を減らし続けてきました。国民健康保険に対する国の責任の後退と加入者の貧困化、高齢化、重症化が国民健康保険の構造的危機を招いています。構造的な問題を解決するためには、地方六団体も国庫負担金など公費の投入を国に求めています。

また、本予算には、高額所得者の負担を増やして、低額所得者の保険料負担の軽減を目的として、ほか限度額の引上げが盛り込まれています。しかし、この14年間で34万円も引き上げられたのに、低額所得者の負担は軽減されていません。高過ぎる保険料を払える保険料

に引き下げること、住民の暮らしと健康を守るためにも、また国民健康保険制度の持続可能性にとっても重要な政治課題であり、大津市は、国庫負担金など公費の投入を国に求めるとともに、低所得者の負担軽減につながらない賦課限度額の引上げではなく、払える保険料にするために、引下げに取り組むべきです。

しかし、本予算案には、こうした方向性が見えないどころか、保険料の引上げが見込まれています。

また、保険料を高くしている子どもの均等割は、就学前までは半額となりましたが、子育ての負担を軽減することも含め、対象年齢の引上げ、軽減割合の拡充を進めるべきと考え、本議案に反対いたします。

次に、議案第7号についてです。

介護保険制度が2000年に開始されて22年がたちますが、保険料の引上げが続く一方で、介護報酬は連続して削減されてきました。

また、要支援1の訪問通所介護サービスを保険給付から外し、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に縮小、自己負担分を一部補助する補足給付対象の縮小など、負担増を伴う制度改悪が連続して行われてきました。高齢者からは、苦しい中、将来のためにと保険料を払っているのに、その上サービスを受けるには負担しなければならない。お金がなければ、介護が必要になってもサービスを受けられないと悲痛な声をお聞きします。

高齢者の生活は、連続した年金の引下げ、新型コロナの影響、その上に物価高騰が襲いかかり、一段と厳しくなっています。令和3年度の大津市の介護保険の決算資料の第1号被保険者の13段階に分けている階層別滞納状況によると、第1段階から本人市民税課税で本人の合計所得が125万円から200万円未満の第8段階までの滞納者は、全滞納者の89.9%を占めています。いろんな事情はあると推察されますが、低所得者層にとって保険料の負担が重いことの表れだと考えます。保険料を滞納すれば、ペナルティーとして介護利用が制限されることとなります。介護の必要な市民が安心して介護を受けられるために、保険料の引下げや利用の負担の軽減を図るべきと考え、本議案に反対するものです。

次に、議案第8号についてです。

我が会派は、2008年より開始された後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険に加入させ、負担増と差別医療を押しつける制度であると一貫して反対をしてきました。保険料の値上げが繰り返された上に、2022年10月からは加入者の約2割の窓口負担が2割に引き上げられ、一層負担が重くなっています。その上、高齢者の暮らしは、先ほども述べましたように、一段と厳しさが増えています。こうした中、高齢になれば、お医者さんにかかる機会が増える上に、新型コロナ感染による重症化のリスクが高いという状況の下で、受診抑制につながり、命の危険、重症化を招くことを危惧するものです。社会のために頑張ってきた高齢者の健康、暮らしを守るために、負担軽減することこそ必要です。負担を一層重くし、暮らし、健康に不安を与えると考えることから、本議案に反対します。

議案第12号についてです。

市は、真野・新瀬田浄水場更新及び水道施設運転維持管理事業を令和 14 年度までに水道システムの再構築を実現するため、浄水場の更新、廃止など多数の大規模工事等を並行して実施していく必要があるとしています。そのために、本予算には、水道システムの再構築の円滑な実現に向け、一体的な業務発注が必要として、令和6年度から令和 20 年度までの 15 年間にわたり、民間企業の参入の方向が示され、令和5年度から令和 20 年度まで 326 億 1,747 万 6,000 円の予算が債務負担行為として計上されています。

水道事業は、命の水と言われるように私たちの命に関わる重要なもので、全人類の財産です。だからこそ、自治体が責任を持って管理運営し、安心・安全な水の提供を行ってきました。水道事業を民間に管理運営を任せていくということは、利益が優先されて、安全に安定して低廉豊富な水道を提供する本来の事業の役割が二の次にされてしまうことを危惧するものです。

また、企業局内においても、技術職の職員の確保が課題となっている中で、しっかりとモニタリングを行い、市の責任が果たせるのかも心配されるところです。

水道事業を民間の管理運営に道を開く本議案に反対するものです。

以上で反対討論を終わります。